



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



公益認定等委員会だより



羽生善治(公社)日本将棋連盟会長と加藤鮎子内閣府特命担当大臣の対談を内閣府公益法人行政担当室(公益認定等委員会事務局)のYouTubeチャンネルにて公開しました！

目次

- P.2 認定令等のパブリック・コメントを実施中です！
- P.3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部改正について(納税証明書の提出関係)
- P.4 公益認定申請・法人運営相談等について



認定令等のパブリック・コメントを 実施中です！

来年4月からの新公益法人制度開始に向けて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令等の一部改正を予定しています。本件について、8月29日（木）から9月27日（金）にかけて御意見を募集いたします。

1 意見募集対象

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

2 意見募集期間

令和6年8月29日（木）から令和6年9月27日（金）まで
（郵送の場合同日必着）

資料の入手・意見提出、その他詳細についてはこちら



<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=095240530>

また、政令、内閣府令だけでなく、公益認定等ガイドラインや公益法人の会計基準に関する見直しも進められています！！

【公益法人等制度改革特集ページ】

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>

（今後の予定）

- ・10月下旬 政令・内閣府令 公布
- ・12月 新ガイドライン、会計基準決定

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律施行規則の一部改正について(納税証明書の提出関係)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

□ 改正の内容と趣旨

令和6年8月15日、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第68号）が公布・施行されました。

国税及び地方税の滞納処分を受けていることは公益法人の欠格事由に該当することから、従前、公益認定申請時及び事業報告書提出時において法人の皆様には納税証明書の御提出をお願いしていたところ、今後、国税に係る欠格事由の該当性については、国税当局が公益法人に対し滞納処分を執行した場合における同局からの行政庁に対する意見申述（通知）の有無により判断されることとなります。したがって、事業報告書提出時における国税に係る納税証明書の添付は不要となり、代わりに確認書を提出していただくこととなります（地方税については引き続き納税証明書の提出が必要です）。

なお、本措置はこれまでどおり納税証明書の提出を行っていただくことを妨げるものではありません。また、確認書の提出で足りるとされるのは事業報告書提出時に限られ、公益認定申請時の国税に係る納税証明書は引き続き提出が必要となることに御留意ください。

□ 意見募集の結果の公示について

意見募集を令和6年6月13日から7月12日まで実施し、9件の御意見をいただきました。御協力に厚く御礼申し上げます。

※ 意見募集の結果はこちらから

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=095240390>

□ 手引きの改訂

今回の府令改正に伴い、「定期提出書類の手引き（公益法人編）」についても改訂を行いました。国税に係る記載の変更及び確認書の作成例を追加しています。

※ 改訂後の手引きはこちらから

https://www.koeki-info.go.jp/sinsei_dp.html

<確認書 作成例>

確認書

令和 年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第22条第1項に規定する書類を提出するに際し、当法人は下記の事項を確認しました。

記

- ・ 認定法第6条第5号に規定する欠格事由に該当しないこと

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information
トップページ → 「窓口相談」
電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669
時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587
03(5403)9557
平日 9時～12時
13時～17時30分
(12時～13時は対応していません。)

■ 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を開催いたします。令和6年9月～10月の開催予定は下記のとおりです。 ※ 1法人につき50分程度《要事前申込》

- 9月27日（金） オンライン（第4回） 申し込み受付中
- 10月10日（木） 大阪（第5回） 申し込み受付中 大阪科学技術センター（対面）
- 10月30日（水） オンライン（第6回） 9月中旬より申し込みを受け付ける予定です。
詳細は、公益informationトップページ→「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」

※ 今年度の日程全体は、第124号(令和6年7月19日発行)の「令和6年度相談会事業が始まります」をご参照ください。

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。
トップページ→「公益法人とは」→「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人information

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

内閣府公益法人X | 内閣府公益法人YouTube | 内閣府公益法人メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

☒、YouTube、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555